

平成30年矢巾町議会定例会1月会議目次

第 1 号 (1月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1
○職務のために出席した職員	2
○開 会	3
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○散 会	6
○署 名	7

平成30年矢巾町議会定例会1月会議議事日程（第1号）

平成30年1月4日（木）午後1時30分開会

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君

総務課長兼
防災安全室長 山 本 良 司 君

企画財政課長兼
政策推進室長 藤 原 道 明 君

会計管理者兼
税務課長 佐 藤 健 一 君

住 民 課 長	浅 沼 仁 君	福 祉 ・ 子 ど も 課 長	菊 池 由 紀 君
健康長寿課長	村 松 徹 君	産業振興課長	稻 垣 讓 治 君
道路都市課長	菅 原 弘 範 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 松 亮 君
上下水道課長	山 本 勝 美 君	教 育 長	和 田 修 君
学 務 課 長	村 松 康 志 君	社会教育課長兼 矢巾町公民館長	野 中 伸 悅 君
学校給食共同 調理場所長	佐々木 忠 道 君	代表監査委員	吉 田 功 君
農業委員会会长	高 橋 義 幸 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 任 主 事	渡 部 亜由美 君		

午後 1時30分 開会

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を開会いたします。

○議長（廣田光男議員） 年頭に当たり、ご挨拶を申し上げます。

（議長 廣田光男議員 登壇）

議員の皆さん、新年明けましておめでとうございます。皆様には、希望に満ちた輝かしい戌年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。日ごろから町議会に対しまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみると、北朝鮮によるミサイル発射が2月から11月までの間に、実に16回もあり、そのたびにJアラート体制による防御策が発動され、その都度恐怖心にさいなまれました。また、国内において、安倍内閣は、国民が予想だにしなかった衆議院解散総選挙を行い、圧倒的勝利を納め、憲法改正論議につながる体制の確立を果たし、今後の動向が気になるところであります。

一方、天皇陛下のご退位が2019年4月30日と決定され、新しい年号がスタートすることになり、まさに国内外ともに激動の年となりそうな多様な新年を迎えることになりました。

さて、転じて矢巾町において、地方創生事業は喫緊の課題ですが、特に本町の基幹産業であります農業の振興なくして地方創生はあり得ないと思っております。久しく続いた稲作の所得向上対策であった減反政策が廃止され、農家自身が自己完結による経営策が求められ、厳しい選択が求められております。こうした中でも米価が上がり、豊作であるよう願わずにはおられません。

矢巾町は、第7次総合計画基本構想に「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」を基本理念として掲げ、総合計画が実践されております。その計画において、特に全国的に少子高齢化が進む中で、矢巾町は、岩手県で唯一将来人口が増加し、平成35年度の人口目標を3万人と定めたところであります。この総合計画は、議会議決事項と条例に定めており、従来の行政みずから定めたものではなく、行政と議会が一体となって計画の推進を図ることにより、議会もその責任を負うものであります。

今後議会は、開かれた議会を目指し、情報公開に一層心がけ、町民と議会との懇談会の開催、小中学生議会の開催、そして議会資料のペーパーレス化や情報伝達の迅速化などを図るために、タブレット導入を行っておりますが、さらなる議会改革に取り組んでまいります。

また、議会本来の任務は、地域的に多様な住民の意思を反映させて、討論を通じて町全体の統一的意図にまとめるまで高め、政策をみずから責任において自主的に形成するという機能を發揮するというところにあるものであります。そういうことをかたく肝に銘じ、執行機関とは相互に牽制し合いながら、一步離れて行政監視に努めなければならないと思っております。

しかし、議員が執行機関より離れ過ぎても、その役割を果たせないことも事実であります。常に執行機関と一步離れて二歩離れずの姿勢で議会活動を展開していく所存であります。

結びになりますが、議員各位のご多幸とご健康をお祈り申し上げますとともに、私の干支であります戌年にあやかり、大いにリーダーシップを發揮し、町勢の発展に貢献してまいりたいと思いますので、町当局の皆さんともどもご支援をお願い申し上げまして、新年の挨拶といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、町長よりご挨拶をいただきます。高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 新年のご挨拶をさせていただく前に、皆様方に昨年の12月24日にご逝去なされました今は亡き伊藤清喜副町長、本当に廣田議長さんを初め議員各位には職員として、また副町長として在任中は、一方ならぬお世話になりました。返す返すも残念でなりませんが、私も同じ同志、仲間として本当に残念なことであるわけでございますが、ご遺族の方からも皆様方によろしくお伝えをしていただきたいと。特に、ご葬儀の際には、また野辺の送り、ご葬儀の際には、皆さん方には、本当にお忙しい中、ご参列をいただいたことに、本当に心から厚く御礼を申し上げるということでございましたので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

また、今月の15日から新たに副町長として着任をします水本良則さん、また皆さん方からいろいろと大所高所の立場からご指導、そしてご助言を賜りながら業務に遂行してまいりたいとご本人からもお話をございましたので、今月15日からひとつよろしくお願ひをいたします。

それでは、平成30年矢巾町議会定例会1月の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

廣田議長さんを初め、議員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えになられましたことに心よりお喜びを申し上げます。

第7次矢巾町総合計画の基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまちやはば」の実現に向け町政運営を行っておるところであります、特にことしは農、商、工業の振興を本町の一丁目一番地として位置づけるとともに、医療、福祉、健康、子育てを一体とした、より安全、安心なまちづくり。社会基盤整備を着実に進め、より生活しやすいまちづくり。防災体制を万全にする、より災害に強いまちづくり。子どもからお年寄りまで生涯学習ができる、より学習のできるまちづくりのこの4つの取り組みに力を入れ、改めてことしを矢巾町まちづくり改革元年として、また新たにこの一歩を踏み出すとともに、岩手医科大学附属病院の総合移転による貴重なチャンスを生かし、本町をさらに発展させて、町民が幸せを感じることができるようにさまざまな施策の推進に努める決意であります。まさに本町におきましては、人口増加が矢巾町の発展のキーワードとなります。

今後とも矢巾町の発展と平成30年の町政運営につきましては、町民の皆さんと議員各位のご理解を賜りながら進めてまいりたいと存じますので、ご支援を賜りますようお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。どうぞことし1年よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） これより1月会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則126条の規定により

1番 赤丸秀雄議員
2番 水本淳一議員
3番 廣田清実議員

の3名を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長（廣田光男議員）　日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、平成29年12月14日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月28日までの359日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月28日までの359日間に決定をいたしました。

○議長（廣田光男議員）　以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

矢巾町民歌の斉唱をお願いします。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田光男議員）　これをもって平成30年矢巾町議会定例会1月会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午後　1時44分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員